

付添人プラクティス報告 ～少年事件の現場から～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 付添人活動支援チーム

「付添人プラクティス」とは、毎月1回（原則として第2金曜日）午後6時から開催される付添人活動の報告・検討会をいう。付添人プラクティスでは、付添人活動のスキルアップを図るべく、毎回テーマを決めて、話題提供者が付添人活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行なっている。また、出席者の手持ち事件の相談・検討も行なっている。本連載を読んで興味をもたれた方は、是非、付添人プラクティスにも足を運んでいただきたい。

<今月のテーマ>

発達障害のある少年についての付添人活動

発達障害とは、知的障害、自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発症するものをいう。

少年に発達障害がある場合、健常者と同様の対応をしていたのでは、少年とのコミュニケーションがうまく図れず、また、少年の障害に配慮した環境調整が行なえず、付添人活動が有効に行ないえない危険がある。今回は、少年に発達障害があるケースの報告である。

養護学校に通う17歳の少年の窃盗事件。少年は、ADHD（注意欠陥多動性障害）、知的障害の障害を持つ。少年は、中学時代、地元の普通学校に通っていたが、高校から養護学校に通うことになった。少年は、中学時代の友人から命令され、窃盗を繰り返し、窃盗品を友人に渡していた。

① ADHD（注意欠陥多動性障害）とは

ADHDとは、不注意や、注意力が持続しないなどの注意欠陥、突然、衝動的に行動するなどの衝動性、落ち着きがなく、じっとしていられないなどの多動性

を特徴とする障害をいい、詳しい原因は不明であるが、何らかの脳機能の障害が推定されると考えられている。

② 障害を持つ少年との接し方

本件少年は、養護学校（障害児に普通学校に準じた教育や障害についての配慮や支援を行なう学校）に通っていたことから、障害があることを自覚しており、また、付添人としても、少年が養護学校に通っていたことから、障害についての情報を知ることができたが、少年が障害の事実を自覚していない場合にどのように接したらいいのか、そもそも障害の事実を告白すべきか悩ましい問題であるとの報告がなされた。また、本件においても、少年に対し、障害の内容をどの程度まで説明し、理解してもらったらいいのか悩んだとの報告もあった。

これに対し、障害を持つ少年が障害を自覚できない場合、周囲と違う自分に悩み苦しみ、孤独感を感じ、障害の事実を知ることによって安心するケースも多く、少年に対し、障害の事実を隠すべきではない、しっかりと説明して理解してもらうべきとの意見が出た（もっとも、専門家ではない付添人が勝手に診断すべきでないことは言うまでもない）。

本件少年に対する接し方としては、できるだけ簡単

に、具体的に話すように心がけ、少年が自分で考えられるように、また、価値観を押しつけないように努力したとの報告がなされた。

一般的にADHDの少年に対しては、少年の注意を惹くような配慮をしたり、イライラしたり落ち着きがなくなったときの対処方法を一緒に考えるなど、接し方に工夫が必要との話もなされた。

③ 両親との関係

両親は養育熱心であったが、発達障害に対する理解に不十分な点もあり、少年に対し、少年の能力以上の課題を要求するなど、不正確な対応も見受けられたが、養護学校の先生の指導もあり、審判を受ける頃には両親の少年に対する理解や対応も変わってきたとの報告があった。

④ 不良交友関係

本件少年は、健常者である友人から窃盗を命令され、命令に従わなければいじめられるとの脅迫感から窃盗に及んだものであり、友人との交友関係を遮断することが重要な環境調整となった。

この点、友人からすれば本件少年は都合のいい存在であり、友人から積極的に接触してくる危険性も認められたので、当面、両親が全面的にサポートするという方針を取るようになった。この方針については、両親が常にサポートできるわけではなく、少年の自主性、自立性を尊重すべきではないかとの意見も出されたが、報告者曰く、本件少年は友人をおそれており、自ら友人の接触を断ることは難しく、当面は両親のサポートが必須であると考えたとのことだった。

⑤ 関係機関との連携

本件では、養護学校の先生から、少年の障害の内容や学校での生活状況を教えてもらったり、家庭裁判所に対する意見書を作成してもらったりなど、養護学校の先生が、付添人活動に協力的だったとの報告がなされた。

出席者からは、発達障害のケースで精神保健福祉センター、児童相談所、精神科医と連携したことがあったとの報告がなされた。発達障害のケースでは、付添人1人で抱えることは困難であり、関係機関との連携がとても重要であるとの報告もなされた。

手持ち事件の相談・検討

ケース

アスペルガー症候群（高機能自閉症）の少年に対する接し方は？

コメント

アスペルガー症候群とは、3歳位までに発症し、コミュニケーションや社会性の障害、興味や関心が狭く、特定のものにこだわりをもつことを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

アスペルガー症候群の場合、知的障害がなく（または少なく）、言語性も発達していることから、少年自身に障害者であることの自覚がなく、また、両親も少年に障害があることを認めたがらず、そ

れ故、少年が苦悩するケースが多い。アスペルガー症候群の場合、視覚的、具体的、規則的なものに強い反面、想像力が欠如しているため、予期せぬことや不明瞭なことに不安を感じ、パニックとなることが多く、できるだけ具体的に目に見えるかたちで情報を伝えるように配慮し、少年の心の安定を図る必要がある。

感情や意思を絵で表現するコミュニケーション支援ボードを利用してコミュニケーションを図るのも1つの方法である。

付添人の方で、少年は想像力が働かないということの想像力を働かせる必要がある。

注：報告・相談内容及びコメントは、プライバシー保護のため、事実関係、コメント内容を修正、再構成している。